

平成 27 年 5 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長
(契 印 省 略)

労働安全衛生法第 78 条に規定する特別安全衛生改善計画の運用に当たっての留意事項について

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 78 条に規定する特別安全衛生改善計画（以下「特別計画」という。）の具体的な運用については、下記に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。なお、下記運用については、本省労働基準局監督課と調整済みであること申し添える。

記

- 1 改正後^(※)の労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第 84 条第 1 項に定める重大な労働災害が発生した場合の対応

(※) 平成 27 年 4 月 15 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 94 号）により改正

- (1) 労働者死傷病報告の[〃]（労働基準監督署）

受理した労働者死傷病報告を[〃]

- (2) 災害調査等の実施及び復命の[〃]（労働基準監督署）

労働者死傷病報告等により重大な労働災害を把握した場合は、[〃]

(3) 本省への定期報告（都道府県労働局健康安全主務課）

重大な労働災害の発生について、[redacted]の活用だけでは把握することが困難な次のア又はイに該当する事案については、四半期ごと※に様式1により本省労働基準局安全衛生部計画課計画班（以下「本省」という。）あて報告すること。

特に、[redacted]
[redacted]ただし、当該事業者の事業場が1事業場しかない場合は除く。

なお、該当する事案がない場合であっても、その旨を報告すること。

※ 6月1日～8月31日に把握した事案分（9月15日〆切）、9月1日～11月30日に把握した事案分（12月15日〆切）、12月1日～翌年2月29日に把握した事案分（翌年3月15日〆切）、翌年3月1日～翌年5月31日に把握した事案分（翌年6月15日〆切）

2 特別計画作成対象企業の選定及び特別計画の作成指示

(1) 特別計画作成対象企業の選定（本省）

ア 本省において、[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

イ アに加え、1の(3)の定期報告により、[redacted]
を参照し、必要に応じ特別計画作成対象企業の候補リストに追加する。

ウ 次に掲げる事項について[redacted]、特別計画作成対象企業の候補を絞り込む。

[redacted]
[redacted]
[redacted]

エ その他、特別計画作成対象企業の選定に当たっては、本省において次のように取り扱う。

(ア) 遅発性の疾病の場合、特別計画の計画作成の要件である「重大な労働災害を発生させた日」とは、診断によって当該疾病にかかったことが確定した日であるが、「重大な労働災害が関係法令の規定に違反して発生させたもの」のうち、当該違反とは、遅発性の疾病の原因となる過去の作業における法令違反を指すものであって、例えば、診断により疾病が確認された時点の作業における法令違反や立入調査を行った現在の作業における法令違反を指すものでないことに留意する。

(イ) 重大な労働災害が法令の規定に違反して発生させたものであるかどうかは、当該法令違反と労働災害の発生原因との関連性について事案ごとに個別に判断する。危険又は健康障害防止のための措置（法第 20 条から第 25 条まで（元方事業者、注文者に関しては法第 29 条の 2 から第 31 条の 3 まで））、労働者の就業に当たっての措置（就業制限業務、特別教育、作業主任者など）、機械規制（機械の検査、定期自主検査など）については、重大な労働災害との関連性は比較的容易に判断されるが、安全衛生委員会の設置や統括管理のうち元方事業者による指導援助規定（法第 29 条）の違反については、一般的には、重大な労働災害の発生原因との関連性が判断できないものも多いと想定され、当該違反が重大な労働災害の原因であるかどうかについては、個別に判断する。

(2) 特別計画作成対象企業の候補についての追加調査（都道府県労働局健康安全主務課）

ア (1) において特別計画作成対象企業の候補となったものについて、本省より関係事業場を管轄する労働局（以下「関係労働局」という。）に対して、災害調査復命書等又は指導改善に係る関係書類の写しの提供を求める。

イ アの資料から特別計画作成対象企業の要件に該当するか否かを判断できない場合は、関係労働局に対して、当該企業に対する調査の実施を依頼する場合がある。

ウ 特別計画作成対象企業の要件に該当する場合は、再発防止のために指示する内容を調整するため、本省より企業本社を所管する労働局（以下「本社管轄局」という。）に対して、当該企業に対する次の項目についてのヒアリングの実施を依頼する。

エ 上記の他、特別計画の作成の指示に必要な情報（例えば、計画の提出期限の設定に必要な情報）の収集や関係事業場の調査及びヒアリングの実施について、個別に依頼することがある。

(3) 特別計画作成対象企業に対し、厚生労働大臣による特別安全衛生改善計画作成指示書（規則様式第 19 号）を、本社管轄局の健康安全主務課を通じて交付することとする。

3 特別計画の作成指示後の対応

(1) 特別計画の受理後の対応（都道府県労働局健康安全主務課）

特別計画作成対象企業より、本社管轄局を通じて厚生労働大臣あての特別計画の提出がなされた場合は、本社管轄局において、当該企業の本社の体制及びこれまでの指導状況等、本社管轄局で把握している情報の範囲で、当該特別計画が再発防止対策として適当かどうかについて確認すること。この際、本社管轄局として意見を添える必要があれば、その意見を附した上で、本省に当該特別計画を送付すること。

(2) 特別計画の内容確認（本省）

本省において特別計画の妥当性を確認する。なお、特別計画の内容が十分でない場合や不明な点がある場合は、本社管轄局を通じて、計画の内容確認のための追加資料の提出又はヒアリング等の実施を依頼することがあること。

確認の結果、計画の変更が必要である場合は、本社管轄局の健康安全主務課を通じて、特別計画作成対象企業に対し特別安全衛生計画変更指示書（規則様式第 19 条の 2）を交付する。

(3) 特別計画の計画期間中の立ち入り等（本省及び都道府県労働局健康安全主務課）

特別計画の実施状況を確認するため、本社管轄局を通じて、当該計画の進捗に応じ、実施状況の報告を特別計画作成対象企業に求めるほか、本社管轄局又は関係労働局に対し、追加資料の提出、ヒアリング又は立入調査の実施を依頼することがあること。なお、これらの具体的な指示は、事案ごとに個別に指示することとしている。

また、必要に応じ、本省職員の立ち入りや独立行政法人労働安全衛生総合研究所の協力を求めることがあること。

(4) 特別計画実施後の実施状況報告及び立ち入り等（本省及び都道府県労働局健康安全主務課）

特別計画の実施状況の確認のため、本社管轄局の健康安全主務課を通じて、当該計画の実施完了時に実施状況報告を特別計画作成対象企業に求める。その他、本社管轄局又は関係労働局に対し、追加資料の提出、ヒアリング又は立入調査の実施を依頼することがあること。なお、これらの具体的な指示は、事案ごとに個別に指示することとしている。

また、必要に応じ、本省職員の立ち入りや独立行政法人労働安全衛生総合研究所の協力を求めることがあること。

4 特別計画の作成指示又は変更指示に従わない場合の対応

(1) 法第 78 条第 5 項に規定する勧告について

次の場合には、特別計画作成対象企業に対し、本社管轄局の健康安全主務課を通じ、様式 2 により厚生労働大臣による勧告を行う。

(ア) 特別安全衛生改善計画作成指示書（規則様式第 19 号）に記載された提出期限までに特別計画が提出されず、必要な再発防止対策が実施されていない場合

(イ) 特別安全衛生計画変更指示書（規則様式第 19 号の 2）に記載された提出期限ま

(ウ) 特別計画の内容が実施されていないことが確認され、必要な再発防止対策が実施されていない場合

(2) 法第 78 条第 6 項に規定する公表について

(担当 ○○)

(担当連絡先 TEL)

平成 27 年〇月〇日付け基安計発 第 号（以下「通達」という。）1（3）に基づき、該当する事業場が（下記の通りありました・ありませんでした）ので、報告します。

重大な労働災害の発生について [] の活用だけでは把握することが困難な次のア又はイに該当する事案については、四半期ごと※に様式1により本省労働基準局安全衛生部計画課計画班（以下「本省」という。）あて報告すること。特に、 []

なお、該当する事案がない場合であっても、その旨を報告すること

※ 6月1日～8月31日に把握した事案分(9月15日〆切)、9月1日～11月30日に把握した事案分(12月15日〆切)、12月1日～翌年2月29日に把握した事案分(翌年3月15日〆切)、翌年3月1日～翌年5月31日に把握した事案分(翌年6月15日〆切)

記

該当事業場名・住所	該当事業場の本社名・住所	事案の概要
(例) ○○株式会社××工場 ○○県○○市・・・ (違反した元方事業者の事業場、又は有期事業で重大災害を起こした事業場)	(例) ○○株式会社 △△県△△市・・・ (違反した元方事業者の本社、又は有期事業で重大災害を起こした事業場の本社)	(例) 別添労働者死傷病報告の写し(No.1)の通り

翌年3月1日～翌年5月31日に把握した事案分（翌年6月15日〆切）。

※2 各事案については労働者死傷病報告の写し又はその概要が分かるものを添付。

(勧告の様式)

労働安全衛生法

(第 78 条) 勧告の発出

労働安全衛生法
(第 78 条) 勧告の様式

勧告書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 (印)

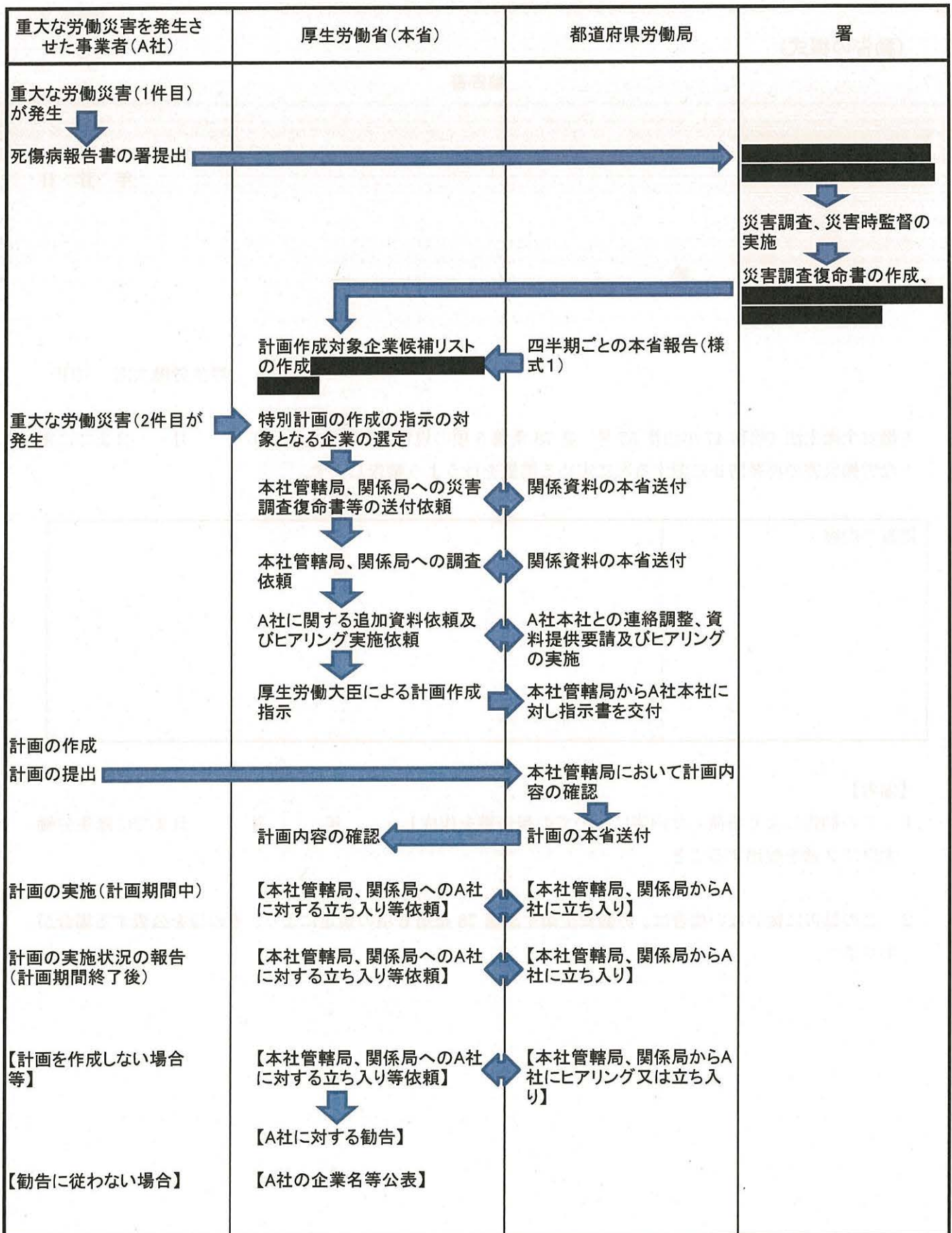
労働安全衛生法 (昭和 47 年法律 57 号) 第 78 条第 5 項の規定により、年 月 日までに重大な労働災害の再発防止に関する次に定める措置を行うよう勧告します。

措置の内容

【備考】

- 1 この勧告により措置した内容についての報告書を作成し、年 月 日までに厚生労働大臣に 2 通を提出すること。
- 2 この勧告に従わない場合は、労働安全衛生法第 78 条第 6 項の規定により、その旨を公表する場合があります。

特別安全衛生改善計画の運用フローチャート



【 】書きは必要に応じ行われるもの